

## 都市計画を定める土地の区域及び規制の内容

### 1 都市計画の種類

高度地区

### 2 都市計画を定める土地の区域

#### (1) 水戸市

##### ア 第1種高度地区

###### (ア) 決定する部分

三の丸1丁目, 三の丸2丁目, 三の丸3丁目, 五軒町1丁目の各一部  
大塚町字中根, 字池端の各一部

###### (イ) (ア) に係る規制の内容

建築物の高さの制限 15m以下

##### イ 第2種高度地区

###### (ア) 決定する部分

宮内町, 藤柄町, 吉田, 紺屋町, 瓦谷の全部

双葉台3丁目, 双葉台4丁目, 双葉台5丁目, 中丸町, 赤塚1丁目, 東赤塚, 石川1丁目, 石川2丁目, 石川3丁目, 石川4丁目, 文京1丁目, 文京2丁目, 愛宕町, 橋塚3丁目, 松本町, 八幡町, 金町1丁目, 金町2丁目, 新原1丁目, 新原2丁目, 松が丘1丁目, 松が丘2丁目, 西原2丁目, 西原3丁目, 自由が丘, 東原1丁目, 東原2丁目, 緑町1丁目, 緑町2丁目, 緑町3丁目, 元山町1丁目, 大工町3丁目, 五軒町1丁目, 五軒町2丁目, 三の丸1丁目, 三の丸2丁目, 三の丸3丁目, 城東1丁目, 城東2丁目, 城東3丁目, 城東4丁目, 城東5丁目, 若宮1丁目, 若宮2丁目, 河和田1丁目, 河和田2丁目, 河和田3丁目, 姫子1丁目, 姫子2丁目, 見和1丁目, 見和2丁目, 見和3丁目, 見川1丁目, 見川2丁目, 見川3丁目, 見川4丁目, 見川5丁目, 白梅4丁目, 本町1丁目, 本町2丁目, 朝日町, 元台町, 笠原町, 百合が丘町, 藤が原1丁目, 藤が原2丁目, 藤が原3丁目の各一部

渡里町字大夫久保の全部

渡里町字小山ノ上, 字新田, 字南前, 字念佛久保, 字立原, 字高野台, 字アラヤ前, 字宿屋敷, 字ヤジカ, 字前原の各一部

堀町字新田, 字遠下, 字立原, 字堂地内, 字湿氣, 字新地, 字高野下, 字山中, 字大谷原の各一部

松本町字松本の一部

河和田町字関場, 字高田, 字新田前の各一部

千波町字千波山, 字中山, 字中道南, 字千波原, 字北葉山, 字山中, 字久保, 字御茶園, 字十一軒, 字北葉山, 字二番, 字東久保, 字カチ道,

字船付, 字わし下, 字台畠, 字ヤナヘタ, 字道祖神前, 字池下, 字地蔵前, 字山王塚, 字中道北の各一部  
浜田町字宿後の一  
朝日町字御手洗尻, 字天神下, 字瓦谷, 字谷津の一部  
東野町字西谷津の一部  
平須町字新山の一部  
吉沢町字上組, 字中組, 字下組, 字長堀前, 字東割, 字西割の各一部  
元吉田町字天神下, 字館下, 字作田, 字宮下, 字蟹沢の各全部  
元吉田町字御手洗尻, 字堺町, 字一里塚東, 字原, 字一里塚西, 字一本松, 字荒谷, 字塩街道, 字東組, 字横宿, 字同心町中宿, 同心町上宿, 字西組, 字東組,, 字台町西裏, 字岡崎, 字吉沢裏, 字東新割, 字宿の各一部  
見川町字仲山の全部  
見川町字カラス田, 字大山台, 字手負山, 字大山台下, 字丹下一ノ牧内, 字ハザマ, 字沓掛の各一部  
笠原町字大山の全部  
笠原町字上組の一部  
米沢町字上組, 字中組, 字下組の各一部  
大塚町字新堂, 字中根, 字池端の各一部  
中丸町字西谷津の全部  
中丸町字前峰, 字東谷本, 字新田, 字新山, 字前田向, 字前峰北の各一部  
酒門町字浜井場, 字太刀洗, 字宿前, 字宿後, 字石川道, 字中台の各一部  
大串町字原の一部  
東前町字丸山の全部  
東前町字上ノ下, 字坊下, 字道漢坂, 字西ノ妻, 字下根, 字前原, 字道ノ上, 字金山, 字夏張り, 字原, 字大子前, 字東, 字中散野の各一部  
開江町字向井原の一  
内原町字桧宮, 字本郷, 字後田, 字松下, 字前方, 字根田, 字茨田, 字仲坪, 字下坪, 字鹿島, 字寺前, 字前原, 字スワの各一部  
三湯町字上枝の一  
(イ) (ア) に係る規制の内容  
建築物の高さの制限 20m以下

#### ウ 第3種高度地区

##### (ア) 決定する部分

曙町, 新莊2丁目の各全部

文京1丁目, 文京2丁目, 裕塚1丁目, 裕塚2丁目, 裕塚3丁目, 愛宕

町，松本町，末広3丁目，新原1丁目，新原2丁目，赤塚1丁目，石川1丁目，石川2丁目，石川3丁目，石川4丁目，姫子1丁目，姫子2丁目，東原1丁目，東原2丁目，東原3丁目，新莊1丁目，新莊3丁目，大工町3丁目，栄町2丁目，五軒町2丁目，五軒町3丁目，北見町，大町2丁目，大町3丁目，西原1丁目，西原2丁目，西原3丁目，上水戸1丁目，上水戸2丁目，上水戸3丁目，上水戸4丁目，松が丘1丁目，松が丘2丁目，東赤塚，八幡町，金町1丁目，金町2丁目，河和田1丁目，河和田2丁目，河和田3丁目，見和1丁目，見和2丁目，見和3丁目，見川2丁目，見川3丁目，見川4丁目，見川5丁目，常磐町2丁目，備前町，梅香1丁目，梅香2丁目，宮町1丁目，宮町2丁目，宮町3丁目，桜川1丁目，桜川2丁目，中央2丁目，天王町，三の丸2丁目，三の丸3丁目，城東1丁目，城東2丁目，城東3丁目，城東4丁目，城東5丁目，若宮町1丁目，若宮町2丁目，柵町1丁目，柵町2丁目，柵町3丁目，柳町1丁目，柳町2丁目，東台1丁目，東台2丁目，東桜川，浜田1丁目，浜田2丁目，白梅1丁目，白梅2丁目，白梅3丁目，本町3丁目，けやき台1丁目，けやき台2丁目，けやき台3丁目，笠原町，藤が原1丁目，藤が原2丁目の各一部

渡里町字高野台，字アラヤ，字アラヤ前，字ヤジカ，字狸口保，字新田，字南前，字念佛久保，字立原の各一部

堀町字新田，字立原の各一部

松本町字大光院下，字松本の各一部

愛宕町字ときわの一部

千波町字船付，字カチ道，字千波山，字千波原，字十一軒，字原新田，字中道北，字中道南，字中山，字海道付の各一部

元吉田町字東新割，字野木前，字柊，字宿，字西組，字東組，字一本松，字荒谷，字塩海道，字横宿，字同心町上宿，字同心町中宿，字一里塚西，字一里塚東，字岡崎，字上千東の各一部

酒門町字浜井場，字太刀洗，字石川道，字中台，字煎谷原，字東原，字上千東，字千東，字東原，字西割，字薊谷原，字這反の各一部

天王町字西側の一部

笠原町字上組，字六番，字新山，字上組，字中組，字三軒家，字笠原，字上谷津，字牛堀の各一部

平須町字新田，字東皿久保，字新山の各一部

米沢町字上組の一部

大塚町字新堂，字花内の一部

若宮町字河原の一部

河和田町字高田の一部

見川町字釜場の一部

元石川町字雁原，字権現台，字富士山，字乘越沢，字柏渕の各一部

六反田町字原付の一部

藤井町字十万原, 字駒形ハシ, 字十万ハシの各一部

東前町字上ノ下, 字下根, 字打手, 字大子前, 字東, 字夏張りの各一部

大串町字後畠ケの一部

内原町字本郷, 字桧宮, 字前方の各一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建築物の高さの制限 25m以下

エ 第4種高度地区

(ア) 決定する部分

双葉台2丁目, 袴塚1丁目, 袴塚2丁目, 袴塚3丁目, 姫子1丁目, 石川3丁目, 石川4丁目, 新原1丁目, 東原1丁目, 東原2丁目, 東原3丁目, 緑町3丁目, 大工町3丁目, 西原1丁目, 西原2丁目, 松が丘1丁目, 松が丘2丁目, 自由が丘, 三の丸2丁目, 三の丸3丁目, 宮町1丁目, 見川2丁目, 見川5丁目, 見和2丁目, 柵町1丁目, 柵町2丁目, 柵町3丁目, 笠原町, 百合が丘町, 藤が原2丁目の各一部

堀町字立原の一部

笠原町字中組, 字下組の一部

藤井町字十万原の一部

内原町字後田, 字桧宮, 字前方, 字中坪の各一部

杉崎町字沖田, 字表, 字西ノ前の各一部

三湯町字上枝の一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建築物の高さの制限 31m以下

オ 第5種高度地区

(ア) 決定する部分

末広町1丁目, 末広町2丁目, 大工町2丁目の全部

袴塚1丁目, 愛宕町, 松本町, 末広町3丁目, 赤塚1丁目, 新莊1丁目, 新莊3丁目, 大工町1丁目, 大工町3丁目, 上水戸1丁目, 上水戸2丁目, 上水戸3丁目, 八幡町, 栄町1丁目, 栄町2丁目, 緑町1丁目, 元山町1丁目, 五軒町1丁目, 五軒町2丁目, 五軒町3丁目, 金町2丁目, 泉町1丁目, 泉町2丁目, 泉町3丁目, 大町1丁目, 大町2丁目, 大町3丁目, 南町1丁目, 南町2丁目, 南町3丁目, 梅香1丁目, 梅香2丁目, 宮町2丁目, 宮町3丁目, 天王町, 備前町, 三の丸1丁目, 桜川1丁目, 桜川2丁目, 中央1丁目, 中央2丁目, 城南1丁目, 城南2丁目, 城南3丁目, 白梅1丁目, 白梅2丁目, 白梅4丁目, 柳町1丁目, 柳町2丁目, 東台1丁目, 東台2丁目, 東桜川, 本町1丁目, 本町2丁目, 本町3丁目, 浜田2丁目, 笠原町の各一部

愛宕町字ときわの一部  
松本町字松本の一部  
元吉田町字西組の一部  
杉崎町字沖田，字表の各一部  
中原町字東，字西の各一部  
内原町字後田，字桧宮，字前方，字中坪の各一部  
(イ) (ア) に係る規制の内容  
建築物の高さの制限 45m以下

カ 第6種高度地区

(ア) 決定する部分

大工町1丁目，泉町1丁目，泉町2丁目，泉町3丁目，南町1丁目，南町2丁目，南町3丁目，三の丸1丁目，三の丸2丁目，宮町1丁目，宮町2丁目，桜川1丁目，桜川2丁目，城南1丁目，城南2丁目，赤塚1丁目の各一部

(イ) (ア) に係る規制の内容

建築物の高さの制限 60m以下